

# －内閣（内閣官房）、総務省－

## 政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について（内閣総理大臣及び総務大臣宛て）

本来の事業効果が発現していないセキュアゾーンに係る支払額の計（支出） 18億8709万円

### 1 政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの概要等

#### (1) 政府のITガバナンスの体制

内閣官房の情報通信技術(IT)総合戦略室(IT室)は、ITの活用による行政運営の改善等に係る総合調整等を行っている。そして、平成27年4月から施行されている「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(標準ガイドライン)に基づき、各府省及び政府全体のITガバナンス体制が構築されている。

##### ア プロジェクト管理

標準ガイドラインによれば、各プロジェクトを推進する各府省内の組織(PJMO)は、作成したプロジェクト計画書に従ってプロジェクトを実施すること、実施の各段階で自己点検を行い、その結果を府省内全体管理組織(PMO)に送付すること、PMO及びIT室は、上記の自己点検等を基にヒアリング等を実施し、必要な指導等を行うこととされている。

##### イ 予算の把握等

標準ガイドラインによれば、IT室は、毎年度、補正予算にあつては国会成立後速やかに各府省に対して調査を行い、政府情報システム関係予算の要求状況等を把握することとされている。

#### (2) 政府共通プラットフォームの概要

総務省は、各府省が整備及び運用する政府情報システムの統合・集約化のための基盤として、政府共通プラットフォーム(政府共通PF)を整備して、25年3月に運用を開始している。

#### (3) 政府共通PFにおけるセキュアゾーンの概要

27年5月の日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年7月、サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示(議長指示)が通知され、各府省は、政府情報システムのうち機微度の高い情報を扱う部分とインターネット等との分離を進める計画をまとめることとされた。議長指示を踏まえて、総務省は、インターネット等とのデータ交換等を完全に遮断したセキュリティ水準の高い環境(セキュアゾーン)を、政府共通PFへの機能追加により整備することとしたとしている。

#### (4) セキュアゾーンに係る契約

同省は、28年4月に、政府共通PF全体の運用に必要な施設・設備の賃貸借等を目的とした契約(施設・設備賃貸借契約)を、また、同年9月に、セキュアゾーンの整備に係る設計、作業請負及び機器・ソフトウェアの賃貸借を目的とした契約(作業請負等契約)を、いずれも33年3月までを契約期間として締結しており、29年4月にセキュアゾーンの運用を開始している。

### 2 本院の検査結果

検査したところ、セキュアゾーンは、多額の国費を投じて整備されたものの、29年4月の運用開始以降、利用されないまま、30年度末に廃止されていた。

#### (1) セキュアゾーンの整備から廃止に至るまでの経緯

##### ア セキュアゾーンの整備に係る検討及び意思決定の状況

インターネット等との分離対策としてセキュアゾーンの整備を選択するに当たっては、情報の重要度等に応じた対策の選択肢、各対策に対する需要の規模及び費用対効果を把握又は検討することが、予算の効果的な執行のために必要である。しかし、同省に確認したところ、上記の把握又は検討が十分でなく、これらを行ったことを示す資料はないとしている。

したがって、セキュアゾーンの整備を選択する意思決定過程において、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討は十分でなかったと認められる。

#### イ 総務省と各府省との調整状況

同省が、27年8月、各府省に対してセキュアゾーンの利用希望の調査を行った結果、厚生労働、農林水産両省の計4システムについて、利用希望の回答があった。

しかし、総務省は、各府省に対して、セキュアゾーンの機能の詳細等の必要な情報を適時に提供しておらず、契約を締結する段階で改めて各府省の利用希望を調査してもいなかった。また、厚生労働、農林水産両省からの利用を希望する旨の回答のみではセキュアゾーンへの需要を明確には把握できない状況であり、総務省は、両省に対して詳細を確認するなどの調整を行うべきであったのに十分に行っていなかった。そして、両省は、上記の4システムについて、セキュアゾーンを利用しないこととしていた。

したがって、セキュアゾーンの整備に係る各府省との調整は十分でなかったと認められる。

#### ウ セキュアゾーンの整備による事業効果の発現状況

総務省は、数次にわたり全府省の利用希望を調査したものの、利用希望の回答はなかったとしている。このため、作業請負等契約について、変更契約を締結し、30年度末をもってセキュアゾーンを廃止した。

したがって、セキュアゾーンは、29年4月の運用開始以降、本来の目的での利用実績が全くないまま廃止されたため、事業効果が発現していなかったと認められる。

そして、セキュアゾーンに係る支払額をみると、作業請負等契約は変更後契約額と同額の16億6486万円(28年度から30年度まで)、施設・設備賃貸借契約のうちセキュアゾーンに係る費用相当額は2億2222万円(28年度から令和元年6月まで)、計18億8709万円となっていた。

### (2) セキュアゾーンに係るITガバナンスの状況

#### ア プロジェクト管理の状況

同省は、セキュアゾーンの整備については、既存の政府共通PF全体のプロジェクトの一部と考えて、新規にプロジェクト計画書を作成していないなどしていた。その結果、セキュアゾーンについては、標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理の枠組に組み込まれなかったため、PJMOである総務省行政管理局による自己点検、PMOである同省大臣官房やIT室によるヒアリング等の手続は、全く実施されていなかった。

なお、平成31年2月の標準ガイドライン改正以降は、セキュアゾーンのような機能追加の場合を含めて、上記の自己点検、ヒアリング等の手続が実施されることとなっている。

#### イ 予算の把握状況等

IT室は、27年12月の平成27年度補正予算の閣議決定後、各府省に予算の調査を行い、同省からセキュアゾーンを含む予算について金額等の報告を受け、概要を把握していた。

しかし、IT室は、上記概要把握のほかに、更なる調査やこれに基づく調整等を行っておらず、同省における各府省との調整状況についても十分に把握できていなかった。

したがって、セキュアゾーンに係るITガバナンスは、十分に機能していなかったと認められる。

### 3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

政府共通PFを含めた今後の政府情報システムの整備等に際して、同様の事態が生ずることのないよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア 同省において、政府共通PFの整備、機能追加等の実施前に、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にすること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 内閣官房において、政府全体のITガバナンス体制を強化するために、特に、情報セキュリティ対策等のように、早急な対応が求められるため、補正予算で政府情報システムの整備等が実施される際にも、これらに対する一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うための手順を、標準ガイドライン等に明確化した上で各府省に周知徹底すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)